

國有財產法案特別委員會議事速記錄第一號

委員氏名

委員長 伯爵副島 道正君

副委員長 高橋 琢也君

子爵稻垣 太祥君

ルコトガ往々ゴザイマシテ、實際ニ適セヌ點モゴザ
ニマスルカラ、本案ニ於テハ原則ト致シテ其坪數價格ニ關スル制限ヲ止メマシテ、現行法デハ交換ヲ致
スニハ坪數價格相同ジキモノナラバ交換ガ出來ルト
云フヤウナ規則ニナツテ居ルノデアリマスルガ、其制
限ガ餘り嚴シ過ギマシテ、實際ノ必要ニ適シナイ場
合ガゴザイマスカラ、其制限ヲ止ノマシテ、公共用、
公用又ハ公益事業ニ供スル爲ニ必要アル場合ニ限ッ
テ是ガ交換ヲ認メルコトニ致シマシテ、其法定價格
ノ差額ハ金錢ヲ以テ之ヲ補ツテ行クコトヲ許ス途ヲ
設ケマシタノデゴザイマス、ソレカラ國有財產ニ付
テ境界ノ査定ヲ爲ス場合デゴザイマス、國有財產ニ
付キマシテ境界査定ヲ致シマスル場合ノ手續ハ、現
行法デハ國有林野ニ付テノミ其規定ガゴザイマスル
ガ、其他ノモノニ付テモ其手續ノ規定ヲ必要ト致シ
マシテ、從來ノ取扱ヲ參酌シテ其手續ニ付テ規定ヲ
設ケマシタ、次ニハ國有財產ノ貸付及ビ其取扱デゴ
ザイマス、國有財產ノ貸付其他使用收益ヲ致ス所ノ
契約ニ付キマシテハ、現行ノ諸法令ヲ綜合イタシマ
シテ、必要ナル規定ヲ設ケマシテ、國有地ノ開拓又ハ
水面ノ埋立、干拓ヲ致ス場合ノ取扱ニ付キマシテモ
ハ國ト寺院又ハ佛堂トノ間ニ於ケル所ノ法律關係ガ
寺ノ地ノ取扱デゴザイマス、國有財產デアリマシテ
寺院又ハ佛堂ノ用ニ供セラレテ居リマスル所ノモノ
亦其規定ヲ設ケマシタノデアリマス、ソレカラ寺地、
從來頗ル曖昧ニナツテ居ルノデアリマス、ソレ故ニ本
案ニ於キマシテハ之ヲ以テ最モ貸付ニ類似シテ居ル
所ノモノト認メマシテ、是等ノ國有財產ハ其寺院又
ハ佛堂ノ用ニ供セラレル期間内ト無償デ之ニ貸付ケ
ラレタルモノト看做シ、又寺院又ハ佛堂ノ剩地ニ係
ル國有財產デアリマシテ、其境內トシテ必要ナモノ
ハ其現ニ境內トシテ使用セラレルモノト同シク、之
ヲ當該寺院又ハ佛堂ニ貸付ケルコトノ出來ルヤウニ
致シマシテ、其點ニ關スル所ノ寺院及ビ佛堂ノ權利
義務ヲ明カニ致シタ次第ゴザイマスル、ソレカラ
國有財產ノ臺帳デゴザイマス、國有財產ノ臺帳ニ關
シマスル規定ハ從來甚ダ不備デゴザイマシテ、各省
各別ノ様式ニ依ツテ不完全ナ臺帳ヲ備ヘ、之ニ依ツテ

年々ノ異同ヲ整理シテ參ツタノデアリマスルガ、本案ニ於キマシテハ財產ノ種類ニ應ジテ一ミ一定ノ臺帳ヲ備ヘシムル所ノ見込ヲ以テ之ニ關スル規定ヲ設ケマシタ、其次ハ國有財產ノ總計算書ニ關スル點デゴザイマス、現行官有財產管理規則ニ於キマシテハ、各省大臣ニ於テ毎年其所管ノ官有財產ノ增減異同報告書ヲ拵ヘ、又十年毎ニ所管官有財產ノ目錄ヲ拵ヘテ帝國議會ニ報告スベキ旨ガ定メテアリマスルガ、本案ニ於キマシテハ大體此趣旨ニ則リテ多少ノ修正ヲ致シテ規定ヲ設ケマシタノデゴザイマス、即チ第一ハ從來官有財產ノ目錄及び増減異同報告書等モ其様式ガ昔ノ目錄式デアリマシテ、繁簡宜シキヲ得ザル憾ミガゴザイマスルカラ、本案デハ之ヲ計算書ニ改メタノデゴザイマス、第二ハ從來財產目錄及び増減異同報告書ハ各省ニ於テ各別ニ之ヲ拵ヘマシテ、又報告イタシマスルカラ、之ヲ統合整理スル方法ガナインデ、一見シテ財產全體ノ狀況ヲ知ル事が困難デアリマスルカラ、本案ニ於キマシテハ各省所管ノ分取經メテ是ガ總計算書ヲ調製報告スルコトト致シマシタ、即チ大藏大臣ニ於テ之ヲ纏メテ調製報告スルト云フ事ニ致シタノデアリマス、第三ハ從來財產目錄ノ調製ヲ十年毎ニ一回トスウ致シタノデアリマスルガ、是ハ餘り長キニ失スルモノト認メマシテ、之ニ相當スル所ノ國有財產現在總計算書ト云フモノハ五年毎ニ之ヲ改ムル事ニ致シマシタ、ソレカラ財產ノ價格デアリマスガ、其買入ニナッテ居ルモノハ買入代、讓渡交換ニ關スルモノハ其目錄價格ヲ計上イタシマシテ、長ク之ヲ改メナカッタノデアリマスガ、今後右計算書ハ調製ノ都度適當ノ範圍ニ於テ其價格ヲ改定スル見込デゴザイマス、第四ハ從來財產目錄或ハ其增減異同報告書ニ付キマシテ會計検査院ノ検査ヲ經ルト云フ規定ガナインノデアリマス、デアリマスル點ガアリマスカラ、本案ニ於テハ之ニ相當スル計算書並ニ會計検査院ノ審査ヲ經タル上帝國議會ニ報告スルコトト定メマシタ、ソレカラ本法施行ニ伴フ規定デゴザイマス、第一公共用ノ財產ニ付キマシテ臺帳ト計算書ヲ省略スル規定デゴザイマス、公共

用財產即チ道路デアルトカ河川デアルトカ云フヤウ
ナモノニ付キマシテハ、是ガ詳細ナル財產臺帳ヲ作
ルコトハナカナカ困難デアリマスルカラ、當分ノ中
ハ臺帳及ビ計算書ニ關スル規定ハ適用イタサナナイコ
トニ致シマシタ、第二ハ諸計算書ノ調製ニ關スル規
定デゴザイマス、國有財產ノ増減總計算書ハ本法施
行ノ日ノ屬スル年度分カラ之ヲ調製イタシ、又其現
在總計算書ノ第一回分ハ本法施行ノ現在ニ依ッテ之
ヲ調製スル事ニ致シマシタ、ソレカラ他ノ法令トノ
關係デアリマス、北海道國有未開地處分法ハ北海道
ノ開拓・拓殖上特殊ノ目的ヲ有スルモノニアリマス
カラ、當分ノ中ハ本法ノ例外法トシテ其儘之ヲ存ス
ル事ト致シマシタ、又國有林野法ハ本法ノ規定ト重
複イタシマシタリ、又其趣旨ニ於テ矛盾スルモノハ
之ヲシテ其效力ヲ失ハシメ、其外ノモノデ抵觸シナ
イモノハ之ヲ存續スル事ト致シマシタ、尙本法ノ施
行ト共ニ先ニ申シマシタ官有財產管理規則、官有地
取扱規則等ハ之ヲ廢止スルコトトシ、是等ノ舊法ニ
依ッテ致シタル所ノ處分契約等ハ本法中之ニ相當ス
ル規定アル場合ニハ、本法ニ依ッテ之ヲ爲シタルモノ
ト看做シテ其過渡期ニ於ケル取扱ニ差支ノナイ様ニ
致シタ次第ゴザイマス、本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太
ニ施行スル場合ノ規定ヲ設ケタノデアリマス、本法
ハ朝鮮、臺灣、樺太ニモ之ヲ施行スペキ見込デアリマ
スガ、是等ノ未開地林野等ニ關スル規定、又其他ノ關
係ニ於テ本法ヲ其儘適用シ難イ事情ガアルノデアリ
マス、而モ其關係ハ複雜デアリマスルカラ、本法ヲ是
等ノ地方ニ施行スル上ニ當ッテ必要ガアル時ニハ、勅
令ヲ以テ特別ノ規定ヲナスコトガ出來ルヤウニ致シ
タ次第ゴザイマス、是ガ大體ノ本法ノ要點デゴザ
イマスルガ、尙ホ御質問ニ應ジマシテ御答ヲ致シタ
イト思ヒマス

〔宜シウゴザイマセウ」ト呼フ者アリ〕
○委員長(伯爵副島道正君) ソレデハ今日ハ是デ散
會イタシマス

午後一時四十五分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵副島 道正君
副委員長 高橋 琢也君
委員 男爵山内 豊政君
男爵千秋 季隆君
石谷 傅四郎君

政府委員

内務省參事官 山田 準次郎
大藏省次官 神野 勝之助君
大藏省主計局長 西野 元君
大藏省理財局長 小野 義一君
大藏書記官 河本 文一君

大正十年三月二十七日印刷

大正十年三月二十八日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局